

平成30年11月19日
学校法人熊本城北学園

職員の懲戒処分について

出勤時及び退勤時等の記録を正当な理由なく怠った本学職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

本学職員としての自覚に欠けた行為であり、このような事態を起こしたことは誠に遺憾です。

今回の事態を真摯に受け止め、今後このようなことが起こることのないよう再発防止に努める所存です。

記

1. 被処分者

看護福祉学部准教授(男性、60歳代)

2. 処分内容

戒告

3. 事案の概要

当該職員は、学校法人熊本城北学園就業規則第40条に「職員は、出勤時及び退勤時等に自らタイムレコーダーによって、その時刻を記録しなければならない。」とされているにもかかわらず、出勤時又は退勤時等の記録を正当な理由なく怠った。

また、注意指導書及び業務改善指導書において、就業規則を始めとする諸規程に従うよう求めたが、改善を認めることができなかった。

4. 処分年月日

平成30年11月16日

【本件に関するお問合せ先】

学校法人熊本城北学園総務課
電話 0968-75-1800